

高松市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、クリーンエネルギーの利用を推進するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図り、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「発電システム」とは、電気事業者の配電線と連系する太陽光発電システムをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市税を滞納していない者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 市の区域内に住所を有すること。

イ 自らの住居の用に供する建築物（事務所、事業所、店舗その他これらに類する用途（ウにおいて「事務所用」という。）に供するものを含む。）を市の区域内に有すること。

ウ イの建築物に電力を供給する発電システム（事務所用の電力のみを発電するものを除く。）を有すること。

(2) 次のいずれにも該当する者

ア 事業の用に供する建築物（専ら賃貸の住宅に供するものを除く。）を市の区域内に有すること。

イ アの建築物に電力を供給する発電システム（当該発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10キロワット以上のものに限り）を有すること。

2 前項第1号ウおよび第2号イの発電システムは、同項第1号イの建築物および同項第2号アの建築物への電力の供給を開始した際未使用品であったものに限る。

3 第1項各号に該当する者であっても、当該各号に該当し、この要綱による補助金の交付を受けた者で、引き続き当該発電システムを所有するものに対しては、当該各号に係る補助金は、交付しない。ただし、当該発電システムの法定耐用年数が経過している場合または同項第2号に該当する法人が、事業の用に供する建築物へ電力を供給することを目的として新たに発電システムを設置しようとする場合（既に

この要綱による補助金の交付を受けた建築物と同一敷地内にあるものを除く。)は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる発電システムの経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費の合計額とする。

(1) 発電システムを構成する機器であって次に掲げるものの購入費

ア 太陽電池モジュール

イ 架台

ウ 接続箱

エ 直流側開閉器

オ インバータ

カ 保護装置

キ 発生電力計

ク 余剰電力販売用電力計

(2) 発電システム設置に係る配線および配線器具の購入費

(3) 発電システムの設置に係る工事費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、基礎額に発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値(単位はキロワットとし、その値に1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下第2位未満の端数は四捨五入する。)を乗じて得た額(その額が限度額を超えるときは、限度額)とする。

2 前項の基礎額および限度額は、次のとおりとする。

区 分	基礎額	限度額
第3条第1項第1号ウの発電システム	3万円	15万円
第3条第1項第2号イの発電システム	8万円	200万円

(予約の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該発電システムに係る設置工事の着手前(第3条第1項第1号ウの発電システムを有する建築物(以下「発電システム付き住宅」という。)を購入する場合にあっては、当該購入前)に、補助金交付予約申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない

い。

- (1) 工事着工前の現況を確認できるカラー写真（発電システム付き住宅を購入する場合にあっては、その購入しようとする発電システム付き住宅のカラー写真）
- (2) 発電システムの設置工事請負契約書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付予約番号通知書（様式第2号）により、補助事業の予約申請者に通知するものとする。

（計画変更の承認等）

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた予約申請者（以下「補助事業予約者」という。）は、補助金交付予約申請書の記載事項のうち設置予定場所もしくは補助金交付申請予定額を変更しようとする場合または発電システムの設置もしくは発電システム付き住宅の購入を中止しようとする場合は、補助金計画変更届出書（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（交付の申請）

第8条 補助事業予約者は、当該発電システムに係る設置工事を完了したときは、市長が別に定める期限までに、補助金交付申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムと電気事業者の配電線との連系を証する書類の写し
- (2) 太陽電池モジュールの製造番号表（様式第4号の2）
- (3) 発電システムの保証書の写し
- (4) 発電システムの設置状況を示すカラー写真（発電システムが設置された建築物全体写真,太陽電池モジュール,接続箱,インバータ,発生電力計,余剰電力販売用電力計が確認できるカラー写真）
- (5) 発電システムの設置費に係る領収書の写し
- (6) 発電システムの設置費に係る内訳書（様式第4号の3）
- (7) 発電システムを設置した第3条第1項第1号イまたは第2号アの建築物の所在地が分かる図面
- (8) 第3条第1項第1号に該当する場合は、申請者本人が補助対象住所に居住していることを示す住民票の写し
- (9) 補助事業予約者が法人の場合は、登記事項証明書および代表者印の印鑑証明書
- (10) 市税を滞納していない旨を証する書面

(11) その他市長が必要と認める書類

2 発電システム付き住宅を購入する補助事業予約者は、売買契約後、市長が別に定める期限までに補助金交付申請書（様式第4号）に、前項各号に掲げる書類および次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 売買契約書の写し

(2) 発電システム付き住宅の販売業者が発行する証明（発電システム付き住宅であることを証明するもの）

3 補助事業予約者が、前2項に規定する期限内に申請書を提出しなかったときは、その予約を辞退したものとみなす。

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに書類の審査および現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の交付等）

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに市長に市の指定する請求書により補助金の交付の請求をし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（処分の制限）

第11条 補助事業者は、発電システムの法定耐用年数の期間内において、当該発電システムを譲渡し、交換し、貸与し、担保し、または廃棄に供するときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 前条の規定に違反して発電システムを処分したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消す場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付手続等)

第14条 第6条から前条までに規定するもののほか、補助金の交付手続等の必要な事項については、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）第10条および第12条の規定を適用する。

(協力)

第15条 市長は、補助事業者に対し、システム定期報告書（様式第7号）の提出を求めることができる。

(適用除外)

第16条 この要綱の規定は、国、公共団体、国もしくは公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他これらに類する法人として市長が定める法人の所有する建築物については、適用しない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条から第16条までの規定は、財団が制定する平成17年度分の住宅用太陽光発電導入促進事業応募要領に基づく予約者および建売用予約者について適用し、財団が制定する平成16年度分の住宅用太陽光発電導入促進事業応募要領に基づく予約者および建売用予約者については、なお従前の例による。

(塩江町の編入に伴う経過措置)

3 塩江町の編入の日前に塩江町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱（平成15年4月1日施行）の規定によりなされた補助金交付予約申込および補助金交付予約受理通知は、この要綱の相当規定によりなされた補助金交付予約申請および補助金交付予約番号通知とみなす。

附 則

この要綱は、平成17年9月26日から施行する。

(庵治町、香川町、香南町および国分寺町の編入に伴う経過措置)

4 庵治町、香川町、香南町および国分寺町編入の日前に第1号から第3号までに掲げる要綱の規定によりなされた補助金交付予約申込および補助金交付予約受理通知

ならびに第4号に掲げる要綱の規定によりなされた補助金交付予約申請および補助金交付予約番号通知は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた補助金交付予約申請および補助金交付予約番号通知とみなす。

(1) 庵治町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱（平成13年4月1日施行）

(2) 香川町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱（平成16年4月1日施行）

(3) 香南町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱（平成15年4月1日施行）

(4) 国分寺町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）

附 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に改正前の第6条第1項の規定により予約の申込みをした者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。